

# 団員の退避の取組

岐阜県資料

# 岐阜県の水防団等の退避基準(概要)

## 退避基準の記載例

- 前兆現象 or 雨量と水位の危険度で判断（別紙）。
- 水位（氾濫危険水位）。
- 退避に関する安全確保の心構えを規定。  
（例）「自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、自身の安全が確保できないと判断した時には、自身の避難を優先する。」

## 策定の経緯

- 水防活動時の退避基準を盛り込んだ消防団員安全管理マニュアルを県が策定（H26）。
- 退避基準の多くは、県のマニュアルを参考にしている。

## 運用状況

- これまで、実際の洪水時の退避基準の運用実績無し（基準までの水位上昇が無かったため）。
- 退避基準の運用訓練も実績無し（実動・判断・情報伝達等含む）。

## 岐阜県の水防団等の退避基準(記載例①:前兆現象)

以下の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し、退避すること。

(1) 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。

(2) 法の崩れが天端まで達しているとき。

(この場合、法面は洗掘されており、  
一挙に数メートルにわたり崩れることがある。)

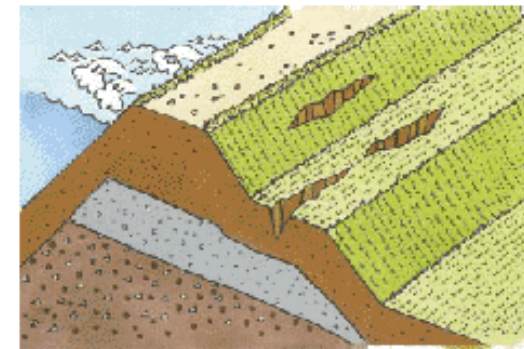
(3) 漏水の水量が多く、濁っているとき。

(この場合、漏水孔内が洗掘されている。)

(4) 漏水に泡が混じった状態のとき。

(破堤の危険が迫っている。)

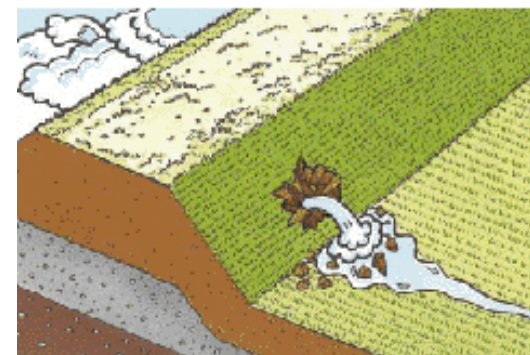
(5) 既往最大の雨が長時間降っているとき。



亀裂



洗掘



漏水

# 岐阜県の水防団等の退避基準(記載例②:危険度判定)

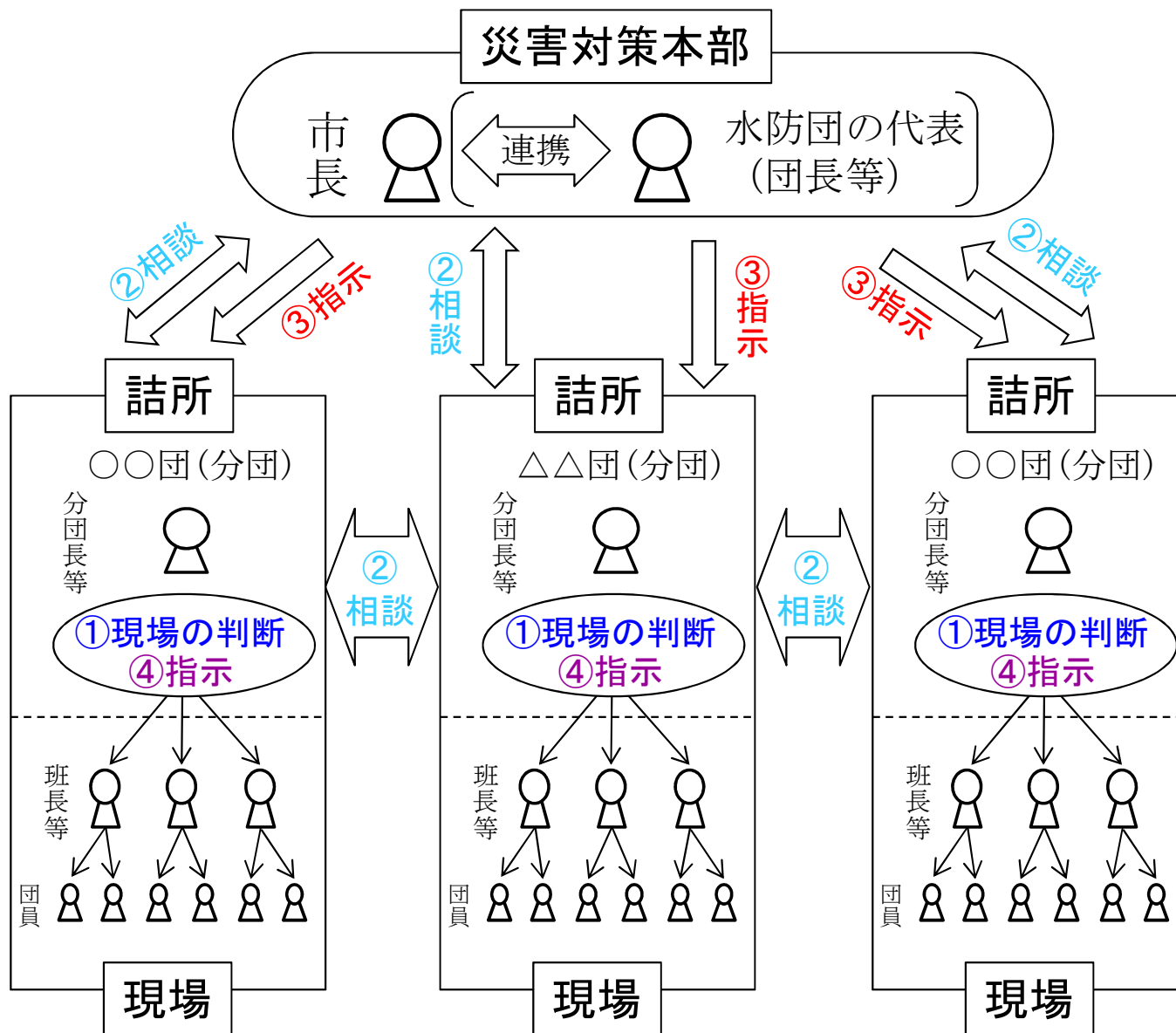
上の表で、雨量と水位の各々の**危険度点数**を評価し、  
 下の表で、危険度点数の合計又は最大値を基に**危険度段階**(退避判断レベル)を判定する。

危険度点数	雨量 (今後1時間の見込・単位mm)	水位	
		河川水位	指定河川水位
1	20以上～30未満	氾濫注意水位(洪水注意報)	
2	30以上～50未満	避難判断水位(洪水警報)	氾濫注意水位(洪水注意報)
3	50以上～80未満	氾濫危険水位(洪水警報)	避難判断水位(洪水警報)
4	80以上～	氾濫の発生(洪水警報)	氾濫危険水位(洪水警報)
5	既往最大又は特別警戒発令時		氾濫の発生(洪水警報)

危険度段階	危険度点数	退避判断レベル
1 (危険予報レベル)	合計点数1～2	今後危険度が上がる可能性があることを知らせて活動を行う。
2 (危険注意報レベル)	合計点数2～3	危険要素を知らせて活動を行う。
3 (危険警報レベル)	合計点数4～5 または どちらかの点数が3以上	退避もあり得ることを知らせて活動を行う。
4 (危険警戒レベル)	合計点数6～7 または どちらかの点数が4以上	いつでも退避できる体制を取りながら活動を行う。
5 (危険発生レベル)	合計点数8以上 または どちらかの点数が5	退避命令の発令を考える。

# 岐阜県の水防団等の意志決定の流れ ～水防団ヒアリング結果①～

- 退避の判断・行動等を含め「**指揮命令系統(上位の指示)**」に従う原則の意識は強い。
- 一方、**分団長等の判断**には、  
班長経由で団員の意見や、他の分団長等や本部との相談等も加味される。



### 意志決定の方法

(1) 出動 :

パターン1 ①(⇒②⇒③)⇒④  
 パターン2 ③⇒④

(2) 工法決定等 :

①(⇒②⇒③)↔④

(3) 退避 :

パターン1 ①(⇒②⇒③)⇒④  
 パターン2 ③⇒④

---

① : 現場の判断  
 ② : 分団長等・本部との相談  
 ③ : 本部からの指示  
 ④ : 分団長等の指示

退避の課題①：基準の設定の困難さ

- ◆退避基準は、無いより、あった方が良い。しかし、基準をどうするかは難しい。
  - ・ギリギリの基準とすると逃げ遅れの危険があるため、安全側の設定とすべきか。
  - ・一方、安全側の設定とすると、切迫性が現場状況と乖離する。
  - ・退避のタイミング(危険性)たる洪水特性、堤防等の施設特性が地域毎に異なる。

退避の課題②：基準の運用の困難さ

- ◆退避すべき危険性の切迫性の判断が困難なことも想定。
  - ・前兆現象も含め、そのような状況の経験が無い・少ない。
  - ・団員不足により、分団長も水防工法等に従事していると、雨量、周辺状況等の確認がおろそかになり、判断を誤ることも懸念。
- 【他の団長・本部・OBとの相談でフォローしている】
  - ・責任問題も有り、本部等の指示としたいが、現場にいない人が判断するのは困難か。
  - ・避難勧告発表後でも住民が避難していない状況で、水防団が先に退避したら、住民からの非難が想定される。（「自治会費等で支援してきたのに、責任を果たしていない」等）
  - ・避難基準自体の団員の認知度が低い可能性があるが、団長等の指示に従って退避する。
- 【退避等の際、迅速な意思決定、相談・調整等のためには、平時からの交流を通じた、団員同士、団と団、団と水防管理者等の信頼関係の構築が必要】
  - ・避難基準到達時に、支川氾濫等で避難所への避難不可能も想定(天端が一番安全か)。

# 岐阜市水防団の現地詰所(例)

- ・水防団待機水位到達を踏まえ、**団長・副団長・班長を中心に詰所に参集。**
- ・水位上昇を踏まえ、順次、体制強化してパトロール等開始。
- ・**団長と数名は、詰所に常駐し、各現場からの情報収集・調整・工法決定等の支援を実施。**



- ・複数詰所がある水防団の場合
- 詰所：団長
- ⇕ 連絡・調整
- 詰所：副団長
- ⇕ 連絡・調整
- 詰所：副団長



詰所・水防倉庫(外観)  
(岐阜市京郷水防団)



詰所(内観)  
(約8畳+玄関)  
(岐阜市鏡島水防団)